



発環第297号

令和8年5月26日

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会

会長 星川淑子 様

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤義彦

一般廃棄物処理施設の処理手数料及び公の施設の利用料金の見直しについて（諮問）

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会条例（平成17年鳥取県東部広域行政管理組合条例第4号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

一般廃棄物処理施設の処理手数料及び公の施設の利用料金の見直しについて

（令和9年度～令和11年度分）

- (1) 不燃物処理手数料
- (2) 可燃物処理手数料
- (3) 因幡霊場の利用料金
- (4) 白兔グラウンドゴルフ場の利用料金

2 諮問理由

令和9年度から令和11年度までの一般廃棄物処理施設の処理手数料及び公の施設の利用料金について見直しを行うため。